

方針策定の趣旨

- 本県の運動部活動を持続可能なものとするため、学校現場における部活動指導の在り方等について、速やかな改革に取り組むための方針を示した。
- 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と、生徒の健やかな成長を目指す。
- 中学校及び高等学校の部活動(当分の間、文化部を含む)を対象とする。なお、小学校・中学校の特設部も対象とした。

I 学校教育における部活動の位置付けと意義

1 部活動の位置付け

- 中学校・高等学校学習指導要領では、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること。」と明記

2 部活動の意義

- 学校の教育課程と関連を図ることで、学校教育が目指す「生きる力」の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。
※ 意義や効果について具体的に8つの点を示した。

II 適切な休養日や練習時間の設定等

1 適切な部活動休養日の設定

- 中学校 平日週1日及び土・日いずれか週1日以上
- 高等学校 平日週1日及び土・日いずれかを月2日以上
- 中高共通(長期休業中)
学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年始年末などまとまった休みを設ける。

2 適切な部活動練習時間の設定

- 中学校 平日2時間、休日3時間を上限とする。
- 高等学校 平日3時間、休日4時間を上限とする。

3 大会等への参加の見直し

- スポーツ医・科学的な観点から、生徒の健康・安全を第一に、学校単位で参加する大会の見直しを行う。→ 各学校が見直す。
- 学校の設置者は、大会の主催者に対し、生徒や部活動顧問等の負担が過度にならないよう大会等の精選について要請する。
→ **県では5月に各種競技団体が集まる会合で要請した。**

III 適切な部活動運営のための体制整備

1 学校における部活動の役割の明確化と目標、指導の在り方

- 管理職と部活動顧問の部活動運営に関する役割を明示した。

2 部活動に係る活動方針・年間活動計画等の作成

- 各学校が、部活動の方針を作成し公表するとともに、部活動毎に年間活動計画及び月活動計画を作成し、保護者、生徒に周知する。
※ 県で提示した様式を利用することができる。

3 部活動の見直しと複数顧問制の導入

- 複数顧問の配置推進と、活動内容や実施形態を工夫した部活動の設置等、生徒の多様なニーズに対応した取組の推進を図る。

4 保護者との連携 → 保護者の経済的負担への配慮に言及

5 地域との連携 → 総合型地域スポーツクラブとの連携

6 外部指導者及び部活動指導員の活用 → 積極的な導入の呼びかけ

- 外部指導者を活用する場合の留意点や問題となる事例を提示した。

7 緊急時に備えた体制整備

IV 部活動での適切な指導に向けて

1 生徒のニーズに応じた部活動

- 部活動顧問の一方的な方針での活動ではなく、生徒との意見交換等を通じて目標や指導の方針を設定する。

2 生徒の心身の健康管理及び事故防止

- 生徒の疲労状況、精神状況、発達段階、技能レベルに応じた練習、医療関係者との連携、AEDの使用、セカンドインパクト症候群への対応、熱中症対策、障がいのある生徒への対応、発達の個人差や女子の成長期を意識した指導について示した。

3 部活動顧問等の体罰・ハラスメントの根絶

- 体罰や許されない指導としてセクハラ、パワハラ、モラハラ等を挙げ、具体例を提示した。
- 生徒とのメール、SNSの禁止

4 科学的なトレーニング方法の積極的な導入

- 経験による指導だけでなく、科学的根拠のあるトレーニングの導入
※ 超回復の理論及びトレーニングの三原理と五原則を解説
- 指導力の継続的な向上 → 定期的な研修の実施

資料

部活動顧問の指導充実のための資料

- 望ましい部活動指導のためのチェックシート(指導者編)
- 新しい時代にふさわしいコーチングの確立に向けて
- 女子運動部員の健康管理について→ 女性アスリートの三主徴
- トレーニングの基本的考え方
- 学校の部活動方針公表例
- 中学校、高等学校学習指導要領の部活動関係抜粋